

七 補償金支拂ハ全額スルコト
 八 公職ノ組合ハ始働一日ニ休日給一日代ヲ支給スルコト
 九 公職ノ組合ニキ
 一〇 職費補給ノ者ニハ特ニ恩遇ヲ支給スルコト
 一一 庶務員ヲ不測スルコト
 一二 一週間給ニ一付正別報イヌルコト
 一三 退職業代報ノコト
 一四 普ニハ日給一日代報
 一五 一ヶ月ニ庶務員ノ普ニハ日給三日代報半々月代報ニ庶務員
 一六 普ニ賞與支給ノコト
 一七 休日ハ正報報ノコト
 一八 業ニ權シテハ二付報半額ハ一週間以上ニ準シ三付報シ
 一九 対工員ノ給スルハ半額ニテ半箇中一週間以上五半給ノ普
 二〇 勤報員ノ勤報スルハ半額ニ準シハ付報ノコト

財團法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

一 賃銀ヲ値上スルコト
 二 日給二圓以上ハ五分 日給二圓以下ハ一割
 三 定期増給ヲ爲スコト
 四 年二回トシ六月、十二月ヲ増給期ト定ムルコト
 五 歳末賞與ヲ支給ノコト
 六 之ハ技工長ニ準ジ賞與スルコト

三、解雇手當制定ノ件
 一 イ 一ケ年以上一ケ月ヲ増ス毎ニ日給三日分ヲ増スコト
 二 ロ 歸國旅費ヲ支給スルコト
 妻帶者ニハ五十圓
 獨身者ニハ三十圓

三、退職手當ヲ支給スルコト
 解雇手當ノ半額ヲ支給スルコト

四、當事件ニ付絶對ニ犠牲者ヲ出サザルコト